

香芝市告示第175号

香芝市アピアランスケア支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年9月7日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市アピアランスケア支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

香芝市アピアランスケア支援事業補助金交付要綱（令和6年告示第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
（趣旨） 第1条 <u>疾病若しくはその治療又は外傷（以下「疾病等」という。）</u>に伴う外見の変化により自分らしさの喪失感を抱く市民に対し、社会生活の促進及び経済的な負担の軽減を図ることを目的として、予算の範囲内で香芝市アピアランスケア支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （補助対象者） 第2条 補助金の交付の対象となる者は、第5条第1項の規定による申請の日において、次の各号のいずれにも該当する者（当該者が当該日において18歳未満の場合にあつては、当該者の保護者）とする。 （1） 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき<u>香芝市</u>の住民基本台帳に記録されている者 （2） <u>疾病等による脱毛（加齢、男性型脱毛症及び女性型脱毛症による脱毛並びに手術等による剃毛を除く。）又は乳房、眼、耳、手指等</u>の切除に伴い、補整具を購入している者	（趣旨） 第1条 <u>がん治療に伴う外見の変化により自分らしさの喪失感を抱く市民に対し、社会生活の促進や経済的負担軽減</u>を図ることを目的として、予算の範囲内で香芝市アピアランスケア支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （補助対象者） 第2条 補助金の交付の対象となる者<u>（以下「補助対象者」という。）</u>は、第5条第1項の規定による申請の日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。 （1） 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により<u>本市</u>の住民基本台帳に記録されている者 （2） <u>がんと診断され、治療中又は過去に治療を受けたことがある者</u> （3） <u>がん治療による脱毛又は乳房</u>の切除に伴い、補整具を購入している者

改正案

(3) 申請に係る補整具について、この要綱の規定に基づく補助と同様の他の地方公共団体が実施する補助を受けていない者

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表に掲げる経費とする。ただし、附属品、ケア用品等の購入に要する費用及び送料、代金決済手数料等の費用は含まないものとする。

区分	補助対象経費
<u>ウィッグ</u>	疾病等による脱毛に対応するために着用する <u>ウィッグ</u> （全頭用のもの。 <u>ウィッグ</u> と同時購入する場合のみ、頭皮保護用ネットを含む。）の購入に係る費用
乳房補整具	疾病等による乳房の形の変化に対応するための補整パッド又は人工乳房（補整パッド又は人工乳房と同時購入する場合のみ、これらを固定する下着を含む。）の購入に係る費用
<u>エپیテーゼ</u>	疾病等による眼、耳、手指等の形の変化に対応するための <u>人工の装具</u> の購入に係る費用

2 前項の規定にかかわらず、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）その他の法令、条例、規則、要綱等の適用を受けて購入した補整具の購入に係る費用は、補助対象経費としない。

3 補助金の交付は、次に掲げる者につき、第1項の表に掲げる区分ごとに、それぞれ掲げる回数を限度とする。

現行

(4) 他の自治体が実施する補整具の購入に係る同様の補助を受けていない者

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表に掲げる経費とする。ただし、付属品、ケア用品等の購入に要する費用及び送料、代金決済手数料等の費用は含まないものとする。

区分	補助対象経費
<u>医療用ウィッグ</u>	がん治療による脱毛に対応するために着用する <u>医療用ウィッグ</u> （全頭用のもの。 <u>医療用ウィッグ</u> と同時購入する場合のみ、頭皮保護用ネットを含む。）の購入に係る費用
乳房補整具	<u>がん治療（手術等）</u> による乳房の形の変化に対応するための補整パッド又は人工乳房（補整パッド又は人工乳房と同時購入する場合のみ、これらを固定する下着を含む。）の購入に係る費用

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき、前項の表に掲げる区分ごとに1回（乳房補整具については、両乳房用を1度に購

改 正 案	現 行
<u>イ 申請に係る補整具を購入した日において18歳以上の者 1回（乳房補整具については、両乳房用を1度に購入した場合にあっては1回、左右それぞれ購入した場合にあってそれぞれ1回）</u> <u>ロ 申請に係る補整具を購入した日において18歳未満の者 1年度につき2回（乳房補整具については、両乳房用を1度に購入した場合にあっては1年度につき2回、左右それぞれ購入した場合にあってはそれぞれ1年度につき2回）</u> （補助金の額） 第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、<u>前条第1項の表に掲げる区分ごとに2万円を上限とする。</u>ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。 （補助金の交付申請等） 第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>申請に係る補整具を購入した日の翌日から起算して1年以内に、香芝市アピアランスケア支援事業補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出</u>しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類について、<u>申請者の同意を得て公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。</u> <u>（1） 疾病等により補整具が必要となったことが分かる医師の診断書等</u> （2） [略]	<u>入した場合は1回、左右それぞれ購入した場合はそれぞれ1回）を限度とする。</u> （補助金の額） 第4条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、2万円を上限とする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。 （補助金の交付申請等） 第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>対象となる補整具を購入した日の翌日から起算して1年以内に、香芝市アピアランスケア支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請</u>しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類について、公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。 <u>（1） がん治療（手術、薬物療法、放射線療法等）を受けたこと又は現に受けていることが確認できる書類の写し（がん治療による脱毛若しくは乳房の切除又はそれらのおそれが見込まれることを証明する書類に限る。）</u> （2） [略]

改 正 案	現 行
(3) 住民票の写し<u>(18歳未満の者に係る申請にあっては、申請者と当該18歳未満の者との続柄が分かるものに限る。)</u> (4) <u>振込先が分かる書類の写し(預貯金通帳の写し、預貯金の引出用カードの写し等)</u> (5) [略] 2 申請者の実績は、前項<u>の規定による申請</u>によって報告されたものとみなす。 (補助金の交付決定等) 第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて<u>申請者の同意を得て</u>補助金に係る事項について関係機関に照会し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、香芝市アピアランスケア支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。 2 [略] 3 交付すべき補助金の額は、第1項<u>の規定による</u>補助金の交付の決定をもって確定したものとみなす。 4 <u>市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金を申請者が指定する口座に振り込むものとする。</u> (補助金の返還) 第7条 <u>市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。</u>	(3) 住民票の写し (4) [略] 2 申請者の実績は、前項<u>に規定する申請書</u>によって報告されたものとみなす。 (補助金の交付決定等) 第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて補助金に係る事項について関係機関に照会し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、香芝市アピアランスケア支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。 2 [略] 3 交付すべき補助金の額は、第1項<u>に規定する</u>補助金の交付の決定をもって確定したものとみなす。 (補助金の請求) 第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、速やかに香芝市アピアランスケア支援事業補助金請求書(第4号様式)により市長に請求しなければならない。

第1号様式から第4号様式までを削り、附則の次に次の3様式を加える。

第 1 号様式（第 5 条関係）

香芝市アピアランスケア支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

香芝市長

住 所
氏 名
電 話 番 号

香芝市アピアランスケア支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、香芝市アピアランスケア支援事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添付して、次のとおり申請し、及び請求します。

また、申請に当たり、次の事項について誓約します。

- (1) 申請に係る補整具に関し、香芝市アピアランスケア支援事業補助金交付要綱の規定に基づく補助と同様の他の地方公共団体が実施する補助を受けていないこと。
- (2) 申請に係る補整具は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）その他の法令、条例、規則、要綱等の適用を受けて購入したものでないこと。

1 補整具を必要とする者

住 所	☐ 申請者と同じ
フリガナ氏名	☐ 申請者と同じ
生 年 月 日	年 月 日
申請者との続柄	☐ 本人 ☐ 子 ☐ その他（ ）

2 申請に係る補整具

(1) ウィッグ

種 類	購 入 日	補助対象経費	申 請 金 額
☐ 全頭用ウィッグ ☐ 頭皮保護用ネット	年 月 日	円	円

(2) 乳房補整具

種 類	購 入 日	補助対象経費	申 請 金 額
☐ 補整パッド （ ☐ 両乳房 ☐ 左 ☐ 右） ☐ 人工乳房 （ ☐ 両乳房 ☐ 左 ☐ 右） ☐ 補整下着	年 月 日	円	円

(3) エピテーゼ

種 類	購 入 日	補助対象経費	申 請 金 額
☐ 眼 ☐ 耳 ☐ 手指 ☐ その他（ ）	年 月 日	円	円

備考

- 1 補助対象経費は、補整具の購入に係る費用です。ただし、附属品、ケア用品等の購入に要する費用及び送料、代金決済手数料等の費用は、補助対象経費に含みません。
- 2 補助金の額は、補助対象経費×1／2（1,000円未満の端数切捨て）で、2万円を上限とします。

3 同意事項

☐ 補助金の交付に関し、香芝市が私（１８歳未満の者に係る申請にあつては、当該１８歳未満の者を含む。）の住民登録状況について公簿等を調査することに同意します。
☐ 補助金の交付に関し、香芝市が必要に応じて補助金の交付に係る事項について関係機関に照会することに同意します。

4 請求金額（申請金額の合計額）

請求金額	金	円
------	---	---

5 振込先

金融機関名										
金融機関コード										
支店名										
支店コード										
預金種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他（ ）									
口座番号										
ゆうちょ銀行の場合	通帳記号	1					0			
	通帳番号									
フリガナ										
口座名義人										

添付書類

- ☐ 疾病等により補整具が必要となったことが分かる医師の診断書等
- ☐ 補整具の購入に係る領収書の写し（購入日、品名、購入金額、金額の内訳及び領収書発行元の記載のあるものに限る。）
- ☐ 住民票の写し（１８歳未満の者に係る申請にあつては、申請者と当該１８歳未満の者との続柄が分かるものに限る。）（上記の同意事項欄に記載された公簿等の調査に同意する場合で、香芝市が公簿等により住民登録状況を確認できるときは、不要）
- ☐ 振込先が分かる書類の写し（預貯金通帳の写し、預貯金の引出用カードの写し等）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市アピアランスケア支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市アピアランスケア支援事業補助金について、香芝市アピアランスケア支援事業補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 補整具の区分
- 2 交付決定金額 金 円

第 3 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市アピアランスケア支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市アピアランスケア支援事業補助金について、次の理由により不交付と決定しましたので、香芝市アピアランスケア支援事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、通知します。

不交付の理由

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の香芝市アピアランスケア支援事業補助金交付要綱（次項において「新要綱」という。）の規定（エピテーゼに係る部分に限る。）は、令和８年４月１日以後に購入したエピテーゼに係る申請について適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の第５条第１項の規定により行われている申請は、新要綱第５条第１項の規定により行われている申請とみなす。